



自転車を運転する方へ

視覚障がいのある方への配慮 をお願いします！

お願い

- 歩道は、歩行者が優先です
- 白杖を持っている方を見かけたら、十分な距離間隔をとって通行しましょう
- 必要に応じて、一時停止のほか、自転車を降りるなど配慮しましょう
- 点字ブロックの上を歩く人に配慮しましょう
- 点字ブロック上に駐輪しないでください

自転車が歩道を通行できる場合

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
 - ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
 - ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき*
- * 道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

自転車ポータルサイト：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X（旧ツイッター）URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析